

いしかわ女性のチャレンジ賞表彰実施要綱

(目的)

第1条 起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人及び女性団体・グループを表彰し、女性の社会参画に対する県民の一層の関心と意欲を高め、女性の社会参画の促進に資することを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、会長表彰とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、石川県において仕事や地域活動等、様々な分野で活動している県内在住(在勤)の女性個人(国又は地方公共団体の職員を除く。)又は所在の女性団体・グループで、次のいずれかに該当するものとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としないこととする。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を目指してチャレンジしている女性
- (2) 新たな分野でその領域を拓くなど先駆的な活動にチャレンジしている女性、団体・グループ
- (3) 地域の発展に資する各種の実践的活動にチャレンジしている女性、団体・グループ

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、「いしかわ女性のチャレンジ賞候補者推薦要領」に基づいて行う。

(選考委員会)

第5条 被表彰者の選考に関し必要な事項を審議するため、いしかわ女性のチャレンジ賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 被表彰者の選考は、選考委員会が行う。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、選考委員会の選考に基づき理事長が行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行うものとし、表彰にあわせて副賞を授与する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、年1回行う。

(庶務)

第9条 この表彰に関する庶務は、(公財)いしかわ女性基金事務局が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。